

令和2年7月

鈴鹿亀山地区広域連合議会臨時会会議録

令和2年7月3日 開会

令和2年7月3日 閉会

鈴鹿亀山地区広域連合議会

鈴鹿亀山地区広域連合議会臨時会会議録

令和2年7月3日鈴鹿市議会全員協議会室において鈴鹿亀山地区広域連合議会臨時会を開く。

1 出席議員

1 番	桐 生 常 朗	2 番	高 橋 さつき
3 番	池 田 憲 彦	4 番	森 英 之
5 番	明 石 孝 利	6 番	福 沢 美由紀
7 番	藤 浪 清 司	8 番	今 岡 翔 平
9 番	池 上 茂 樹	10 番	中 村 浩
12 番	太 田 龍 三		

1 欠席議員

11 番	森 美和子
------	-------

1 出席者の職氏名

広域連合長	末 松 則 子
副広域連合長	櫻 井 義 之
事務局長	佐 藤 弘 樹
総務課長	岡 安 賢 二
介護保険課長	谷 本 吉 隆
総務課主幹	鈴 木 英 生
総務課副参事兼	
鈴鹿亀山消費生活センター所長	中 川 勝 規
介護保険課副参事兼管理グループリーダー	服 部 さゆり
介護保険課副参事兼認定グループリーダー	藤 本 泰 子
介護保険課主幹兼給付グループリーダー	岡 田 千麻子
介護保険課副参事兼指導グループリーダー	岩 田 泰 司

1 議会書記

総務課主幹	太 田 由起子
総務課副主査	武 本 真 樹

1 会議の事件

日程第 1 議席の指定

日程第 2 会議録署名議員の指名について

日程第 3 会期の決定について

日程第 4 諸般の報告

日程第 5 議長の辞職について

追加日程 議長の選挙について

日程第 6 議案第 10 号 令和 2 年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計補正予算（第 1 号）

議案第 11 号 令和 2 年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 12 号 鈴鹿亀山地区広域連合介護保険条例の一部改正について

日程第 7 議案第 13 号 鈴鹿亀山地区広域連合監査委員の選任同意について

午前10時00分 開 会

○議長（池上茂樹 議員）

皆さん、おはようございます。

議長の池上茂樹です。よろしくお願いします。

また、今日は鈴鹿亀山地区広域連合議会7月臨時会ということで、最後までどうぞよろしくお願いいたします。

議会に入ります前に、皆様に御報告申し上げます。

広域連合議会議員であります、鈴鹿市選出の前川申龍議員、田中通議員、田中淳一議員、河尻浩一議員、永戸孝之議員、水谷進議員から辞職願が提出され、許可いたしましたので御報告申し上げます。

したがって、議員の辞職に伴い、選出団体であります鈴鹿市議会におきまして、新議員が選出されましたので御紹介いたします。

鈴鹿市から選出されました方は、桐生常朗議員、高橋さつき議員、池田憲彦議員、明石孝利議員、藤浪清司議員、太田龍三議員でございます。

よろしくお願いいたします。

それでは、今回選出された議員が多くおられますので、全議員から自己紹介をお願いいたしたいと思っております。

議席番号順に、桐生常朗議員から順にお願いいたします。

〔全議員 自己紹介〕

○議長（池上茂樹 議員）

ありがとうございました。

続いて、理事者側からも自己紹介をお願いしたいと思っております。

広域連合長から順にお願いいたします。

〔理事者 自己紹介〕

○議長（池上茂樹 議員）

ありがとうございました。

それでは、ただいまから令和2年7月鈴鹿亀山地区広域連合議会臨時会を開会い

たします。

ただいまの出席議員は、11名で定足数に達しております。

本日の議事日程は、過日、送付いたしましたとおりでございますので、御了承をお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

まず、日程第1、議席の指定を行います。

議員の議席は、ただいま着席の議席といたします。

次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員には、会議規則第35条の規定により議長において、森英之議員、今岡翔平議員を指名いたします。

次に、日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（池上茂樹 議員）

御異議ないものと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

次に、日程第4、諸般の報告をいたします。

本日の議案説明員の職・氏名を一覧表にして、お手元に配布しておきましたので、御了承願います。

次に、監査委員から送付されました例月出納検査の結果をお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

次に、報告第2号 専決処分の報告についてが、別冊のとおり提出されております。

この際、理事者より発言を求められておりますので、これを許します。

広域連合長。

○広域連合長（末松則子 君）

改めましておはようございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、本日は、鈴鹿亀山地区広域連合議会の7月臨時会を招集いたしました

したところ、議員の皆様におかれましては、何かとお忙しい中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

私からは、報告書1ページ、報告第2号 損害賠償の額の決定及び和解の概要について御説明申し上げます。

令和2年3月9日午後2時50分ごろ、亀山市栄町地内の店舗駐車場におきまして、職員が駐車していた公用車を後進させたところ、後方に駐車していた相手方の車両に接触し、当該車両を損傷させたものでございます。

この事故につきまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をし、示談が成立をいたしましたので同条第2項の規定により、報告を申し上げるものでございます。

報告事項の概要については、以上でございます。

○議長（池上茂樹 議員）

以上で報告は終わりました。

次に、日程第5、議長の辞職についてでございますが、私は、去る5月18日に議長の辞職願を副議長に提出いたしました。

これより私の一身上の件に関することとありますので、地方自治法第117条の規定により、除斥となりますので、この場を退場することとし、副議長に議長の職を交代いたします。

〔議長 池上茂樹議員 退室、副議長 福沢美由紀議員 議長席に着く〕

○副議長（福沢美由紀 議員）

それでは、しばらくの間、私が議長の職務を行います。

日程第5、議長の辞職についてを議題といたします。

総務課長より辞職願を朗読させます。

〔総務課長 岡安賢二君 朗読〕

○副議長（福沢美由紀 議員）

この件につきましては、地方自治法第108条の規定により、議会の許可を得ることになっております。

お諮りいたします。

池上茂樹議員の議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（福沢美由紀 議員）

御異議ないものと認めます。

よって、池上茂樹議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

池上茂樹議員の入場を許可します。

[池上茂樹議員 入室]

○副議長（福沢美由紀 議員）

ただいま議長が欠員となりましたので、議長の選挙についてを日程に追加いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（福沢美由紀 議員）

御異議ないものと認めます。

よって、議長の選挙についてを日程に追加することに決定いたしました。

それでは、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選にしたいと思います。

御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（福沢美由紀 議員）

御異議ないものと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、副議長において指名することにいたしたいと思いを。

御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（福沢美由紀 議員）

御異議ないものと認めます。

よって、副議長において指名することに決定いたしました。

議長に、太田龍三議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、副議長において指名しました、太田龍三議員を議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（福沢美由紀 議員）

御異議ないものと認めます。

よって、ただいま指名しました、太田龍三議員が議長に当選されましたので、会議規則第18条第2項の規定により、当選の告知を行います。

これをもちまして、議長と交代いたします。

御協力ありがとうございました。

[副議長 福沢美由紀議員 議長席を離れる、議長 太田龍三議員 議長席に着く]

○議長（太田龍三 議員）

このたび、鈴鹿亀山地区広域連合議会7月臨時会におきまして、議員皆様の御推挙により議長の要職に就かさせていただくことになりました太田龍三でございます。

当広域連合は、介護保険事業と消費者行政及び両市との連絡調整を業務としております。

鈴鹿、亀山両市の市民生活に密着したものであります。

特に、平均寿命の延伸、少子化の進展に伴う高齢化が進展する中では、介護保険事業は必要不可欠な事業となっております。

団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向けては、住み慣れた地域で医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保できる環境を作ることが重要と考えております。

そのためには、理事者であります広域連合長及び副広域連合長とこの議会が一体となり市民の声を十分に反映し、協力し合いながら事業を進めていくことが肝要と考えます。

議長として責任の重大さを改めて認識をし、鈴鹿、亀山両市の福祉向上のため更なる努力を重ねてまいりますので皆様の御支援、御協力を賜りますよう、心からお願いを申し上げまして議長の就任の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございます。

日程により議事を継続いたします。

次に、日程第6、議案第10号 令和2年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計補正予算（第1号）から議案第12号 鈴鹿亀山地区広域連合介護保険条例の一部改正についてまでを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（末松則子 君）

それでは、本臨時会に提出をいたしました議案について御説明申し上げます。

なお、予算関係につきましては、概略を私の方から説明をさせていただき、詳細につきましては、総務課長が説明いたしますので、御了承賜りたいと存じます。

まず、議案第10号 令和2年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計補正予算（第1号）について説明をいたします。

補正予算書1ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出それぞれ7,859万1,000円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ2億8,220万円にしようとするものでございます。

補正の内容は介護保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の軽減強化を行うための国、県、市からの負担金を一般会計での歳入とし、介護保険事業特別会計へ繰り出すことに伴う増額でございます。

続きまして、議案第11号 令和2年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について説明をいたします。

補正予算書の15ページをごらんください。

第1条で、歳入歳出の総額を増減なしとし、補正後の総額を歳入歳出それぞれ192億5,746万4,000円にしようとするものでございます。

内容につきましては、先ほど議案第10号で御説明申し上げました、一般会計で歳入とした保険料軽減強化に伴う国、県、市からの負担金を介護保険事業特別会計へ繰り入れ、保険料の減額分を補填するものでございます。

次に、議案第12号 鈴鹿亀山地区広域連合介護保険条例の一部改正についてを説明いたします。

議案書の1ページをごらんください。

介護保険法施行令の一部改正に伴い、介護保険料の軽減強化を行うものでございます。

内容としましては、第1号被保険者のうち、所得段階が第1段階から第3段階に該当する方の保険料の年額を、第1段階では2万6,010円から2万810円に、第2段階では4万930円から3万4,690円に、第3段階では5万300円から4万8,560円にそれぞれ改定しようとするものでございます。

保険料の差額については、公費負担となり、議案第10号及び議案第11号で御説明申し上げました補正予算を伴うものでございます。

以上、議案第10号から議案第12号までの説明とさせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（太田龍三 議員）

総務課長。

○総務課長（岡安賢二 君）

それでは、議案第10号 令和2年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計補正予算（第1号）及び議案第11号 令和2年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について補足説明を申し上げます。

まず、今回の補正につきましては、先ほどの連合長の提案説明のとおり、介護保険法施行令の一部改正に伴い、第1号被保険者のうち、所得段階が第1段階から第3段階に該当する方の保険料の年額について軽減が行われますことから、保険料収

入の減額分を、公費負担として、国が2分の1，県が4分の1，市が4分の1を負担するものでございます。

このことから、一般会計で国・県・鈴鹿，亀山両市からの負担金を受け入れ，全額，介護保険事業特別会計へ繰り出し，保険料減額分の公費負担分として充てるものでございます。

恐れ入りますが，補正予算書の10ページ，11ページをお開き願います。

まず，議案第10号 令和2年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計補正予算(第1号)の歳入でございます。

第1款分担金及び負担金，第1項負担金，第1目市負担金1,964万8,000円の増額及び第2款国庫支出金，第1項国庫負担金，第1目民生費国庫負担金3,929万5,000円の増額及び第3款県支出金，第1項県負担金，第1目民生費県負担金1,964万8,000円の増額は，保険料収入の減額に伴う，市，国，県の公費負担分でございます。

めくっていただきまして，12，13ページをごらんください。

歳出についてでございますが，第3款民生費，第1項社会福祉費，第2目介護保険費7,859万1,000円の増額は，歳入で説明申し上げました保険料収入の減額に伴う公費負担分として国，県，市からの負担金を，全額，介護保険事業特別会計へ繰り出しを行うものでございます。

以上が，議案第10号 令和2年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計補正予算(第1号)の補足説明でございます。

次に，議案第11号 令和2年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計補正予算(第1号)でございます。

補正予算書の24，25ページをお開き願います。

歳入でございますが，第1款保険料，第1項介護保険料，第1目第1号被保険者保険料7,859万1,000円の減額につきましては，保険料軽減強化に伴い，現年度分の特別徴収及び普通徴収それぞれの保険料より，公費負担分を減額するものでございます。

次に，第8款繰入金，第1項一般会計繰入金，第1目低所得者保険料軽減事業繰入金7,859万1,000円の増額につきましては，保険料収入の減額に伴い，その減額分の公費負担分として一般会計から繰り入れを行うものでございます。

めくっていただきまして，26，27ページをごらんください。歳出についてでございます。

第2款保険給付費，第1項介護サービス等諸費，第1目介護サービス等諸費から，第4目高額医療合算介護サービス等費につきましては，歳入に伴う，財源内訳の変更でございます。

以上が，議案第11号 令和2年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計補正予算(第1号)の補足説明でございます。

よろしくご審議賜りますよう，お願い申し上げます。

○議長（太田龍三 議員）

議案第10号から議案第12号までの説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

議案質疑に当たりましては，一問一答方式で，質疑時間は，答弁を含め30分以内ですので，厳守していただきますようお願いいたします。

なお，議案質疑でございますので，質疑に当たっては自己の意見を述べることなく，また，質疑の範囲が議題外にわたることのないよう，特にお願いを申し上げます。

それでは，通告に従い，藤浪清司議員の発言を許します。

藤浪清司議員。

○藤浪清司 議員

それでは議案第10号一般会計補正予算及び議案第11号特別会計補正予算の低所得者保険料軽減事業費について質問をさせていただきます。

まず1点目として，所得の低い高齢者の介護保険料を軽減するために，今回，国が2分の1，県と市区町村それぞれ4分の1の公費を投入するという制度ですけれども，対象となる高齢者の年収要件，軽減率別と鈴鹿市，亀山市それぞれの対象者数，それぞれの公費投入額を伺います。

国として高齢者の約3割と見込んでいるようですけれども，今回の予算について実数に基づいて算出したものか合わせてお答えください。

○議長（太田龍三 議員）

事務局長。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

それでは、藤浪議員の低所得高齢者に対する保険料軽減についての御質問につきまして答弁申し上げます。

介護保険料の軽減強化につきましては、令和元年10月の消費税率引き上げに伴い、令和元年度において10月からの下半期分の軽減を実施したところでございますが、本年4月に介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が施行されたことを受け、令和2年度の保険料においては通年で軽減を行うものでございます。

本広域連合は、保険料を所得に応じた費用負担をいただくために、所得段階を11段階としており、そのうち、軽減の対象となる方は、所得段階が第1段階から第3段階の方々でございます。

65歳以上の第1号被保険者数は、第7期介護保険事業計画における推計値では63,442人で、鈴鹿市、亀山市別にみますと、鈴鹿市が50,024人、亀山市が13,418人、比率にしますと、鈴鹿市78.8%、亀山市21.2%となっております。

そのうち、第1段階の方は、生活保護を受給している方、本人及び世帯全員が市民税非課税で高齢福祉年金を受給している方、または本人及び世帯全員が市民税非課税で本人の年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方で、8,121人でございます。

第2段階の方は、本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方で、4,695人でございます。

第3段階の方は、本人及び世帯全員が市民税非課税で本人の年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方で、4,060人でございます。

保険料の軽減内容につきましては、基準額としている第5段階の方の保険料を1として比較いたしますと、第1段階の方の保険料率を0.375から0.3とし、年額で5,200円の軽減、第2段階の方の保険料率を0.59から0.5とし、年額で6,240円の軽減、第3段階の方の保険料率を0.725から0.7とし、同じく年額で1,740円の軽減を実施いたします。

各段階の保険料の軽減額に、それぞれの段階の対象者数を乗じて算出した保険料の軽減分は、第1段階が4,222万9,200円、第2段階2,929万6,800円、第3段階が706万4,400円で合計7,859万400円となります。

そのうち、公費負担につきましては、国庫負担金として2分の1の3,929万5,000円、県負担金として4分の1の1,964万8,000円、市負担金として4分の1の1,968万8,000円となります。

なお、2市の負担金額につきましては鈴鹿亀山地区広域連合規約に規定されております負担割合に基づき、鈴鹿市1,496万6,000円、亀山市468万2,000円でございます。

以上でございます。

○議長（太田龍三 議員）

藤浪清司議員。

○藤浪清司 議員

それぞれ実数に基づいてということなんですけども、年度途中で不足が生じた場合、また、最終的に不用額が発生した場合、それぞれの市の負担分について、実数に基づいて算出するのか、それを伺います。

○議長（太田龍三 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（谷本吉隆 君）

議員言われるとおり実数に基づいて算出をいたします。

○議長（太田龍三 議員）

藤浪清司議員。

○藤浪清司 議員

それでは2点目お聞きします。

厚生労働省から既に新型コロナウイルス感染症によって収入が減少したこと等による介護保険料の減免に対する財政支援について事務連絡がなされているかと思えますけれども、この予算に収入源による減免についての予算が盛り込まれているかどうか伺います。

既に相談などもあるかと思えますけれども、支払い猶予などへの対応についてお答えください。

○議長（太田龍三 議員）

事務局長。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

それでは、コロナの影響による収入減に対する減免について予算措置はされているのかの御質問につきまして説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響による減免措置につきましては、令和2年4月9日厚生労働省老健局介護保険計画課より発出された事務連絡「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第一号保険料の減免に対する財政支援について」において、概要が示されているところでございますが、その具体的な財政支援の方法については、現在のところまだ示されておりませんので、本補正での予算措置は見送っている状況でございます。

今後、国からの財政支援が示された際には、議案として補正予算での対応をお願いすることになりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（太田龍三 議員）

これにて、藤浪清司議員の質疑を終わります。

通告された議員のほかに、質疑のある方は、挙手をお願いします。

なお、質疑に当たっては、議案番号を述べたうえで質疑を行ってください。

いいですか。

他に質疑がないものと認めます。

それでは、これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（太田龍三 議員）

別段、討論もございませんのでこれより採決をいたします。

まず、議案第10号 令和2年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者 挙手〕

○議長（太田龍三 議員）

挙手全員でございます。

したがいまして、議案第10号 令和2年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

次に議案第11号 令和2年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者 挙手〕

○議長（太田龍三 議員）

挙手全員でございます。

したがいまして、議案第11号 令和2年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 鈴鹿亀山地区広域連合介護保険条例の一部改正についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者 挙手〕

○議長（太田龍三 議員）

挙手全員でございます。

したがいまして、議案第12号 鈴鹿亀山地区広域連合介護保険条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

〔池田憲彦議員 退室〕

○議長（太田龍三 議員）

日程により議事を継続いたします。

次に日程第7、議案第13号 鈴鹿亀山地区広域連合監査委員の選任同意についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（末松則子 君）

それでは、議案第13号 鈴鹿亀山地区広域連合監査委員の選任同意についてを御説明申し上げます。

議案書の3ページをごらんください。

今回、議員のうちから選任いたします監査委員が、議員の辞職に伴い、欠員となっておりますので、新たな監査委員に池田憲彦議員を選任いたしたく、議会の御同意を賜わりたいと存じます。

御承知のように、池田憲彦議員は、広い視野と豊富な知識・経験をお持ちになり、監査委員として適切な助言をいただけるものと存じますので、御審議賜り、御同意いただけますようお願い申し上げます。

○議長（太田龍三 議員）

議案第13号の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（太田龍三 議員）

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論のある方は挙手をお願いします。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（太田龍三 議員）

別段、討論もございませんので、これより採決いたします。

議案第13号 鈴鹿亀山地区広域連合監査委員の選任同意について、これに同意することに賛成する方の挙手をお願いいたします。

[賛成者 挙手]

○議長（太田龍三 議員）

挙手全員でございます。

したがいまして、議案第13号 鈴鹿亀山地区広域連合監査委員の選任同意については、同意することに決定いたしました。

[池田憲彦議員 入室]

○議長（太田龍三 議員）

それでは監査委員に選任されました、池田議員より御挨拶をいただきます。

○池田憲彦 議員

鈴鹿亀山地区広域連合の監査委員に選任いただいた池田憲彦です。

監査の職務にしっかり取り組みたいと思います。

どうぞよろしく申し上げます。

○議長（太田龍三 議員）

これで本日の日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を閉じ、令和2年7月鈴鹿亀山地区広域連合議会臨時会を閉会いたします。

午前10時36分 閉会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

令和2年7月3日

鈴鹿亀山地区広域連合議会議長 太田 龍三

副議長 福沢 美由紀

議員（4番） 森 英之

議員（8番） 今岡 翔平